

富山県立大学工学部・情報工学部履修規程

平成27年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、富山県立大学学則（以下「学則」という。）第30条第3項の規定に基づき、授業科目の履修方法等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(授業科目の年次配当、単位数等)

第2条 授業科目の年次配当、単位数及び必修・選択等の区分は別表第1から別表第9までのとおりとする。

(履修申請)

第3条 学生は、毎学期の始めに、その学期中に履修しようとする授業科目を、別に定める様式により、指定された期限内に申請して承認を受けなければならない。

2 授業時間の重複する授業科目について、履修申請を行うことはできない。

3 学生は、第1項により承認を受けた授業科目以外の授業科目を履修し、又は単位を取得することはできない。

4 単位を取得した授業科目は、再び履修することはできない。

5 第1項により履修を承認した授業科目は、次の場合に限り変更を承認することができる。

(1) 時間割を変更した場合

(2) 履修指導上の観点からその必要を認めた場合

6 同一の授業科目が、学科別に開講している場合は、第7条の規定により他学科の専門基礎科目、専門共通科目又は専門科目の履修の承認を得たもののほか指定の配当時間に受講しなければならない。ただし、履修指導上配当時間に受講させることが困難と認められる場合は、この限りでない。

7 各学期で履修申請できる単位数の上限は、30単位とする。

(卒業研究の履修)

第4条 卒業研究（電気電子工学科、生物工学科、医薬品工学科、データサイエンス学科、情報システム工学科及び知能ロボット工学科にあつては、「卒業研究2」とする。以下同じ。）の履修は、工学部又は情報工学部に3年以上在学し、かつ、学則第47条に規定する卒業に必要な単位のうち、別表第10の学科の区分に応じて、同表に定める単位数以上を原則として修得している学生に承認する。ただし、学則第26条の規定により工学部に入学を許可された者については、この限りでない。

(指定科目の履修)

第5条 卒業研究を履修するために必要な科目のうち、学科ごとに指定する別表第2から別表9までに掲げる科目（以下「指定科目」という。）を履修するためには、工学部又は情報工学部に2年以上在学し、かつ、学則第47条に規定する卒業に必要な単位のうち、別表第11の学科の区分に応じて、同表に定める単位数以上を修得しなければならない。ただし、学則第26条の規定により工学部に入学を許可された者については、この限りではない。

（他学部の授業科目の履修）

第6条 学則第31条第3項の規定により他学部の授業科目を履修しようとする場合は、別に定める授業科目について履修申請を行うことができる。

2 前項において、承認を得て履修した授業科目については、次のとおりとする。

（1）看護学部の授業科目については、学則第47条の単位の算入することができない。

（2）工学部の学生は情報工学部の授業科目を、情報工学部の学生は工学部の授業科目を、次条及び第11条に規定するものに限り、学則第47条の単位の算入することができる。

（他学科の専門基礎科目、専門共通科目又は専門科目の履修）

第7条 学則第31条第3項の規定により他学科の専門基礎科目、専門共通科目又は専門科目を履修しようとする場合（工学部及び情報工学部間で相互に他学部の専門基礎科目、専門共通科目又は専門科目を履修しようとする場合を含む。）は、別表第2から別表第9までに掲げる科目のうち指定する科目について第3条第1項に規定する履修申請を行うことができる。（別表第2から別表第9まで略）

2 前項において、承認を得て履修した授業科目については、8単位を超えない範囲内で、学則第47条の単位の算入することができる。

（授業科目修了の認定）

第8条 学則第34条の規定により、試験を行う場合のほか、実験、実習、論文、レポート等により、授業科目修了の認定を行うことができる。この場合において、合格した者に対し、単位を与えるものとする。

（試験に関する不正行為）

第9条 試験において不正行為のあった者（以下「不正行為者」という。）については、富山県立大学学生懲戒規程第3条に定める懲戒処分を受けた場合、原則として当該学期の履修の承認を得た授業科目（実験、実習、実技及び卒業研究を除く。）の単位を認定しない。

2 試験中に不正行為を発見したときは、直ちに当該不正行為者を試験場から退出させるものとする。

（単位認定の対象授業科目）

第10条 授業科目の単位の認定は、第3条の規定により履修の承認を得た授業科目についてのみ行うものとする。ただし、出席時間数が当該授業科目の全時間数の3分の2に満たな

い場合には、原則として単位を認定しない。

(再履修)

第 11 条 前年度において、単位の修得が認められなかった授業科目は、後年度において、再度申請し、履修することができる。この場合においては、第 3 条第 6 項の規定にかかわらず、履修申請の際に学生の選択するクラス分けによることができる。

(追試験)

第 12 条 学則第 35 条第 3 項に規定する追試験を受けることを希望する学生は、別に定める様式の追試験願に、試験を受けられなかった理由を証する文書等を添え、指定された期間内に提出しなければならない。

(学習の評価)

第 13 条 試験等の評価は、S (100 点以下 90 点以上)、A (90 点未満 80 点以上)、B (80 点未満 70 点以上)、C (70 点未満 60 点以上) 及び不可 (60 点未満) をもって表し、S、A、B 及び C を合格とし、不可を不合格とする。ただし、試験を行わない授業科目の評価については、合格又は不合格をもって表すことができる。

(G P A の算出)

第 14 条 前条の規定による成績評価に対し、G P A (Grade Point Average) を次の方法で算出する (小数点第 3 位を切捨て)。

$$G P A = (S \text{ の単位数} \times 4 + A \text{ の単位数} \times 3 + B \text{ の単位数} \times 2 + C \text{ の単位数} \times 1) / \text{履修の承認を得た授業科目の単位数の総和}$$

2 次の各号に掲げる授業科目は、前項に規定する G P A 算出の対象としない。

- (1) 卒業要件となる単位数に含めない授業科目
- (2) 合格又は不合格をもって成績評価を表す授業科目
- (3) その他別に定める授業科目

(他大学等の授業科目の履修等)

第 15 条 学則第 36 条第 1 項の規定により他大学等の授業科目を履修しようとする学生は、毎学期の指定された期限内に、所定の手続により、学長に願い出なければならない。

2 学則第 36 条第 2 項の規定により認める単位の取扱いについては、別に定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第 16 条 学則第 37 条第 1 項の規定により短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を履修しようとする学生は、毎年度の指定された期限内に、所定の手続により、学長に願い出なければならない。

2 学則第 37 条の規定により本学における授業科目の履修とみなし、与える単位の取扱いについては、別に定める。

(入学前既修得単位の認定)

第 17 条 学則第 38 条第 1 項及び第 2 項の規定により単位の認定を受けようとする学生は、入学後、指定された期限内に、所定の手続により、学長に願い出なければならない。

2 学則第 38 条第 1 項及び第 2 項の規定により与える単位の取扱いについては、別に定める。
(大学院における授業科目の履修)

第 18 条 工学部の学生は、学則第 39 条第 1 項の規定により本学大学院工学研究科の所定の博士前期課程授業科目を履修しようとするときは、第 4 条に規定する卒業研究の履修を承認する条件を満たしていなければならない。

2 前項に規定する博士前期課程の授業科目を履修しようとする学生は、卒業研究指導教員の承認を得なければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日に在学していた者で施行日以後も引き続き在学するものに係る授業科目の履修方法等については、この規程による改正後の富山県立大学工学部履修規程にかかわらず、なお従前の例による。ただし、第 4 条の卒業研究の履修、別表第 4 の知能デザイン工学特別講義 2、並びに別表第 6 の天然物有機化学、ゲノム工学及びグリーンケミストリーの規定については、この限りでない。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日に在学していた者で施行日以後も引き続き在学するものに係る授業科目の履修方法等については、この規程による改正後の富山県立大学工学部履修規程にかかわらず、なお従前の例による。ただし、別表第 1 の海外研修科目(米国)及び海外語学研修科目については、この限りでない。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日に在学していた者で施行日以後も引き続き在学するものに係る授業科目の履修方法等については、この規程による改正後の富山県立大学工学部履修規程にかかわらず、なお従前の例による。ただし、別表第 3 の材料強度学、別表第 6 の環境微生物学、別表第 7 の生化学 1 及び微生物学 1 の規定については、この限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 30年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に在学していた者で施行日以後も引き続き在学するものに係る授業科目の履修方法等については、この規程による改正後の富山県立大学工学部履修規程にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成31年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に在学していた者で施行日以後も引き続き在学するものに係る授業科目の履修方法等については、この規程による改正後の富山県立大学工学部履修規程にかかわらず、なお従前の例による。ただし、別表第7の有機化学1、生化学2、分子生物学1、別表第8の有機化学1、生化学2及び分子生物学1の規定については、この限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和 2年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に在学していた者で施行日以後も引き続き在学するものに係る授業科目の履修方法等については、この規程による改正後の富山県立大学工学部履修規程にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に在学していた者で施行日以後も引き続き在学するものに係る授業科目の履修方法等については、この規程による改正後の富山県立大学工学部履修規程にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和 4年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に在学していた者で施行日以後も

引き続き在学するものに係る授業科目の履修方法等については、この規程による改正後の富山県立大学工学部履修規程にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に在学していた者で施行日以後も引き続き在学するものに係る授業科目の履修方法等については、この規程による改正後の富山県立大学工学部履修規程にかかわらず、なお従前の例による。ただし、別表第6のスタートアップ特論の規定については、この限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に在学していた者で施行日以後も引き続き在学するものに係る授業科目の履修方法等については、この規程による改正後の富山県立大学工学部・情報工学部履修規程にかかわらず、なお従前の例による。